

「新しい公共」推進会議 運営要領(案)

「新しい公共」推進会議（以下「会議」という。）の運営については、「「新しい公共」推進会議の開催について」（平成22年10月22日内閣総理大臣決定）に定めるもののほか、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 会議における配布資料は、原則として、内閣府ホームページにおいて公表する。
2. 会議は、原則として、インターネットを利用して配信を行うことにより公開する。
3. 公開された会議の議事録については、後日、内閣府ホームページにおいて公表する。